

平成 2 1 年 1 0 月 8 日
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

平成 2 1 年第 1 9 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成21年第19回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成21年10月8日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時22分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

- 3 出席委員 中 村 祐 治 宮 田 由 香
田 中 健 一 古 岡 邦 人
澤 利 夫

署名委員 田 中 健 一

- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育長 澤 利夫 教育部長 近藤 忠信
教育総務課長 小林 健司 調整担当主幹 高橋 眞二
学務課長 岡部 利和 学校給食課長 石井 雅隆
生涯学習推進センター長 五十嵐敏行

- 5 会議に出席した事務局の職員
教育総務課庶務係 久保 義彦 鈴木 啓史

案 件

1 議案

(1) 議案第 2 3 号 立川市教育委員会表彰について

2 協議

(1) 教育委員会施策点検・評価について

(2) 新学校給食共同調理場整備計画について

(3) 学校支援体制について

3 報告

(1) 平成 2 1 年第 3 回立川市議会定例会報告について

(2) 新型インフルエンザへの対応について

(3) 立川市生涯学習推進審議会からの答申について

(4) 立川市柴崎市民体育館指定管理者応募状況について

4 その他

平成21年第19回立川市教育委員会定例会議事日程

平成21年10月8日
教育委員会会議室

1 議案

(1) 議案第23号 立川市教育委員会表彰について

2 協議

(1) 教育委員会施策点検・評価について

(2) 新学校給食共同調理場整備計画について

(3) 学校支援体制について

3 報告

(1) 平成21年第3回立川市議会定例会報告について

(2) 新型インフルエンザへの対応について

(3) 立川市生涯学習推進審議会からの答申について

(4) 立川市柴崎市民体育館指定管理者応募状況について

4 その他

開会の辞

中村委員長 平成21年第19回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に田中委員、お願いいたします。よろしいでしょうか。

田中委員 はい。承知しました。

中村委員長 お願いいたします。

本日は、議案1件、協議3件、報告4件、その他は議事進行過程で確認いたします。

議 案

(1) 議案第23号 立川市教育委員会表彰について

中村委員長 それでは議案(1) 議案第23号、立川市教育委員会表彰について、を議題といたしますので、事務局よりご提案をお願いいたします。澤教育長。

澤教育長 それでは、議案の説明をしていきます。

本案につきましては、昭和26年にこの立川市教育委員会表彰ができておりまして、その第1条から第3条までが対象がありまして、表彰日は毎年11月3日、文化の日に行うと規程の中で決まっております。今回につきましては、第2条関係では、公的機関が主催または後援する文化、体育の全国大会出場及び関東大会その他これに類する全国大会に準ずる位置付けの大会の入賞者の方の表彰と、それから第3条関係でいきますと、教育、文化、学術の振興について特に功績のあったもの、4年連続の入賞の方等の表彰ということで、11件の表彰をご審議いただくものであります。詳細は、教育総務課長からいたします。

中村委員長 それでは、小林教育総務課長、詳細について、ご説明をお願いいたします。

小林教育総務課長 それでは、議案第23号、立川市教育委員会表彰について、ご説明をいたします。

内容につきましては、別紙の1をご覧ください。

根拠規程でございますけれども、立川市教育委員会表彰規程第2条第3号。

該当内容は、立川市教育委員会表彰基準に定める「その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあったもの」のうち「公的機関が主催または後援する文化・体育の全国大会出場及び関東大会その他これに類する全国大会に準ずる位置付けの大会で入賞した場合」でございます。

表彰者でございます。

和田真、第三中学校、第49回全国中学校水泳競技大会、男子100m自由形優勝及び男子50m自由形、第4位。

該当者、加藤義隆、塚本拓也、島本雄基、田中俊基、第五中学校、第37回関東中学校陸上競技大会、共通男子4×100mリレー、第3位。

該当者、山口花那瑚、新生小学校、第8回全国少年少女空手道選手権大会、6年生女子形

の部、第3位。

該当者、田中優衣、第五中学校、第35回全日本中学校陸上競技選手権大会、共通女子走り高跳び、第7位。

該当者、北村郁弥、南砂小学校、全日本ジュニア体操競技選手権大会、男子Bクラス個人総合第4位、種目別ゆか、第3位、あん馬、第3位、平行棒、優勝。

該当者、沢田日出夫、第五中学校、第38回全国中学校相撲選手権大会、個人戦、第5位。

該当者、第七中学校少林寺拳法部、第3回全国中学生少林寺拳法大会、団体演武6名、予選第7位。

該当者、第七中学校吹奏楽部、平成20年度(56期)TBSこども音楽コンクール、7位以内。

該当者、河野翔一、小嶋春輝、清水拓臣、森本駿平、第五中学校、第17回全国中学生空手道選手権大会、男子団体形の部、第3位。

続きまして別紙2をご覧ください。

根拠規程、立川市教育委員会表彰規程、第3条第1号。

該当内容、立川市教育委員会表彰基準に定める「教育、文化、学術の振興について特に功績があったもの」でございます。

該当者、第三中学校吹奏楽部、第49回東京都中学校吹奏楽コンクール、4年連続金賞受賞。

該当者、第二中学校吹奏楽部、第49回東京都中学校吹奏楽コンクール、4年連続金賞受賞。

表彰内容は、以上のとおりでございます。

なお、先ほど教育長よりご説明いたしましたように、表彰につきましては、きょうご審議いただきましてお認めいただきましたら、対象者につきまして11月3日午前中、この場所で教育長より表彰状の授与を行いたいと思っております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

中村委員長 ご提案ありがとうございました。

それでは、立川市教育委員会表彰規程第2条第3号、9件、同第3条第1号、2件ございましたけれども、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 大変すばらしい成績を皆さん収められて、期待のふくらむところです。

私の意見なのですが、今までこういう形で数々の表彰が行われているのですが、今の時代背景からしますと、こういった勝つためだけにこの活動をあたかもしているかのような見え方も一部あるということから、もっと小さな活動といいますか、そういったものの発掘をする必要があるのではないかと。一つ一つ、当然こういう大会で優秀な成績を収められるということは、それなりに努力をしてきたということの成果であるとは思いますが、そういった努力してきたそのプロセスに、もっと、より目を向けていくということを思うと、公的な機関の主催する大会の表彰だけではなく、いろいろなところで何かやっているといいま

すか、活動しているということに目を向けたいなというふうに思います。また、そういうことが見つけられるような体制づくりといいますか、何か考えられるといいというふうに思います。

中村委員長 議案に関して、付加意見として受け取ってよろしいですね。

宮田委員 はい。

中村委員長 そのほか、質問、ご意見、ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 では、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、ご異議ないということでございますので、よって、議案第 23 号、立川市教育委員会表彰については、承認されたといたします。

では、11月3日の表彰式は、よろしくをお願いいたします。

なお、今、宮田委員から付加意見があったことに関しては、目立たないといいますが、継続的に陰で努力しているものについては、教育委員としても、やはりそれはどこかで発掘する努力はしていかなければいけないと思いますので、ある意味では我々の問題でもあると思いますので、ただ、付加意見としていただきました。

それでは、終了いたしまして、協議に移っていきたいと思います。

協 議

(1) 教育委員会施策点検・評価について

中村委員長 協議(1)教育委員会施策点検・評価について、これは2つに分けていきたいと思しますので、まず、前回確認いたしました教育委員会点検・評価の基本方針について、確認をしていきたいと思しますので、提案をお願いいたします。小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 それでは、ご配付いたしました資料に基づきまして、ご説明いたします。

平成 21 年度教育委員会点検・評価の基本方針(案)ということで、前回ご議論いただきまして、基本方針の大筋についてはお認めいただきました。その中で細かい文言について出された修正のご意見を反映させたものが本日お配りしたものでございます。

具体的な内容といたしましては、1の「趣旨」、4行目になります。児童、生徒、保護者、市民の信頼にこたえる云々の部分の、児童、生徒、保護者は削除いたしまして、市民全体の信頼にこたえるという意味合いで、市民のみの記載としました。

続きまして、2の「対象」の でございます。自己研鑽の部分、自己を取りまして、情報収集・検証等研鑽と修正いたしました。

続きまして3の「施策点検・評価の実施方法」でございます。 の1行目の最後のほうですが、課題解消に向けた事務局の取り組みを総括、と従前になっていたものを、事務局を削除いたしまして、課題解消に向けた教育委員会の取り組みを云々という形で修正いたしました。

以上が基本方針の部分で、文言として修正のご意見があった部分を反映したものでございます。

中村委員長 ご提案ありがとうございました。前回は大筋で認めていますので、ここでは今ご説明のあった、前回議論のあった3カ所について確認で、それで決定したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 前回の意見を十分反映していただきまして、文言の表記をしていただいたこと、ありがとうございます。

中村委員長 それでは、平成21年度教育委員会点検・評価の基本方針(案)は、これでもよろしいでしょうか。

〔はい〕との声あり

中村委員長 それでは、この方向性を確認したといたしまして、(案)をとって正式のものにしていきたいと思っておりますので、(案)をとらせていただきたいと思っております。

1つ目は終了いたしまして、2番目です。特に2の「対象」の、6活動16施策を具体的にどういうふうに進めていくとか、今後の進め方等につきまして、具体的な評価の方法等について、ご提案、ご説明いただければと思います。小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 それではご説明いたします。

基本方針の次のページに教育委員会の活動の点検・評価、それから4枚めくりまして、教育委員会の施策の点検・評価となっております。

6活動、16施策につきまして今回、4の事務局評価を記載してございます。この次のステップといたしましては、5の教育委員会点検評価[1次評価]になります。

本日、事務局評価の部分につきましては、若干私のほうからご説明させていただきまして、今後のステップとしましては、5、教育委員会点検評価[1次評価]になりますので、こちらにつきましては本日、ゼロからご議論いただくには時間的な制約がございますので、各委員お持ちいただきまして、それぞれコメントを書面で事務局にいただいて、しかるべきときにそれを事務局でまとめまして、ご議論いただく、こういう形で考えてございますが、進め方はこのような形でよろしいでしょうか。

中村委員長 まず、進め方についてご提案がありましたが、その進め方でよろしいですか。

〔はい〕との声あり

中村委員長 では、お願いいたします。

続きましてご説明をお願いいたします。小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 それではご説明いたします。

ご説明の前に一言、前回は協議いただいた中で、田中委員さんのほうから、評価の部分ですが3段階A、B、Cではなくて、5段階ぐらいで評価したほうがよろしいのではないかとという形で、それについては、内容を具体的に議論いただく中で、その部分もご議論いただくということになってございますので、とりあえず今回は私どもの事務局評価については3段

階で評価してございますが、今後、3段階にするのか5段階にするのか、また他の方法をとるのかというのは、内容をご議論いただくなかで決めていただければというふうに考えております。

それでは、教育委員会の活動の点検・評価の事務局評価について、順次ご説明いたします。

1 ページおめぐりいただきまして、最初の活動内容といたしまして、教育委員会の会議の運営に関すること、でございます。

事務局のコメントといたしましては、「これまでの議案・協議・報告、意見交換会の進め方など、教育委員会会議のあり方について改革を試みている。また、年間スケジュールによる計画的かつ効率的な教育委員会会議についても検討を進めた。」ということで、活動内容としては積極的かつ効率的に行っているという事務局の評価で、これは評価Aをつけさせていただきました。

続きまして、教育委員会会議の公開等に関すること。

コメントは、「教育委員会事務局では、議事録の公開など開かれた教育委員会の取り組みを進めているが、先進事例などを参考にさらなる改革に向けての取り組みも必要。傍聴者をさらに増やすことが課題。」ということで、ここでは傍聴者等をさらに増やすことが課題となっておりますので、一応の評価をいたしました。が、課題がまだ残るということで、Bとさせていただきます。

めぐりまして、教育委員会と事務局との連携に関すること。

コメントは、「意見交換会等を通じ、委員長をはじめ各教育委員と事務局職員のコミュニケーション強化が図られ、委員会の意思が着実に事務局により具現化されている。」評価はAでございます。

続きまして、教育委員会と市長との連携に関すること。

コメントは、「年2回程度、市長との協議の場を設定することで、市長部局との連携強化を図っている。」評価はAでございます。

続きまして、教育委員会会議の充実に向けた委員の研鑽に関すること。

「平成19年度に試行実施した意見交換会を平成20年度では本格実施へ移行した。このことを契機に、各委員の資質向上が図られ、本市教育委員会の充実につながるものと評価している。」評価はAでございます。

学校及び教育施設に関すること。

コメント、「各委員が、年間スケジュールに基づき学校訪問や施設訪問を行うことで、現場の意見を十分反映し教育行政の推進が図られている。」評価はAでございます。

以上が教育委員会活動の点検・評価の事務局評価でございます。

中村委員長 では、教育委員会の6活動について、今、事務局からご提案がありましたが、質問とか意見等、いかがでしょうか。

宮田委員。

宮田委員 質問といたしますか確認ですけれども、私の記憶が曖昧だということが最大の問題

かもしれませんが、教育委員会活動と教育委員会というふうに分けているのですが、活動の点検・評価と教育委員会点検・評価と分けていますね。主に教育委員の方々が活動するものと。一番最初に、教育委員会としてということで、改めて事務局を教育委員会という書き方にしていたので、活動というのが、前にくるものなのかどうかという、ここの位置づけはどうでしたか。

中村委員長 澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 これは、教育委員会と一口に言っても2つ流れがありまして、教育委員会というのは我々教育委員5人を称して教育委員会と称する場合と、全体の事務局を通して教育委員会と称する場合の2つ流れがあるんですね。この場合の、最初の というのは、この5人の活動の評価なのですね。タイトルは事務局評価にしていますけれど。

中村委員長 宮田委員、お願いします。

宮田委員 事務局は消したので、教育委員会の取り組みを総括ということにしたので、このようにわかりやすくといいますか、こういう位置づけだよということで整えたので、活動というよりは、教育委員会としての教育委員の職務の点検というようなことではないかなと。

中村委員長 澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 中身を見ると会議の運営、公開、連携、そういうことなので、狭義の意味の5人の教育委員会の活動の点検・評価と、後ろのほうは、事務局を含めて教育委員会全体の施策評価というふうに分けておりますけれど、分ける必要はないということはあるかもしれないけれども。

中村委員長 宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 そうしますと、この2つに分けておくことは、私どもからするとわかりやすいというか、やりやすいのですが、ただ、せっかく最初にそれで一つにしているのであれば、ここは同じように教育委員会点検・評価ということで、2つに分けなくてもいいのではないかと思います。だから施策の評価と教育委員会の活動の評価で、施策と活動にしてしまっているわけですね。

中村委員長 私のほうから、 は、表紙は教育委員会の活動の点検・評価、次からは教育委員会活動と入っていますね。これは全部「の」がいるのではないのでしょうか。教育委員会というのは、個人も若干入りますけれど、我々組織としての総体としてのもの、この場ということの位置づけ。

澤教育長。

澤教育長 それは基本方針の1ページの2の「対象」の がそれを表わしているんですね。ですから、教育委員会の6活動、あとは教育委員会関連施策全16施策、そういう位置づけをしているので、教育委員会「の」が入るのであれば、全部、教育委員会の活動の点検・評価としてと。

中村委員長 それと、もう一回確認ですが、去年は今の6活動については、まとめて1枚で簡易型でやってしまったという経過があって、今年はそれをもう少し細かく、我々の活動に

ついてきちん反省すべき点は反省して、やはり市民に届く教育委員会にしていかなければいけない、基本方針をどうするかということについて、もう少し細かく見ようということで、まとめて1枚ではなくて1枚ずつにしたと。だから最初から分かれてきたという経過はあるんですね。

宮田委員。

宮田委員 今回の意見の交換も踏まえて私の意見としては、すべて教育委員会の点検・評価なのですね、大タイトルとして。その中で分けるとすれば、施策におもにシフトしているものに対しての評価、だからおそらくここで基準の物差しが多少かわってくる可能性があるかなとも思うのですが、そうはいつでも全体を一つとして評価していくときに、教育委員会の点検・評価。で、つけ加えるとすれば、量的には逆に施策のほうが大きいですが、施策の点検・評価というふうに、施策であるよという位置づけを明確にしておくというやり方のほうが、教育委員会として、全体としての様々な組織の中での交流ですとか、情報交換ですとかということが進みやすいかなというふうに思いました。

中村委員長 澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 全体系としては、この基本方針にあるように、大タイトルは教育委員会点検・評価なんですね。大タイトルが点検・評価で、その内訳として先ほど言った位置とりのなかで、教育委員会の活動、5人の委員会活動の点検・評価と今おっしゃった施策全体の評価、それを分けてということなので、言っていることは同じなのだけれども、大タイトルは基本方針にあるとおり、教育委員会点検・評価なんです。

中村委員長 宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 活動という単語の持っている意味合いというのも、もしかすると関係しているのかもしれませんが、組織の中での一体感というものをまず考えて、今年度はこういうような方針を案からこれに整えたわけですので、せっかくそうしておきながら、また評価のところに分けている、要するに意識が分けているんだというふうに思うので、もう活動というのはやめたほうがいい。

中村委員長 澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 先ほど言った、基本方針には定めてあるんですね。定めたうえで、今これは認めただけなので、ここで活動項目と施策項目と分かれているので、これをもう一回、全部やり直しになってしまうので。

中村委員長 今、澤教育長おっしゃったのは、先ほど基本方針については認めましたと。2の対象についてのとも結局認めたことになりまして。 についてが今議論しているの教育委員会の活動の点検・評価だから、ということで。ただ、わかりにくいというのは事実ですから。

宮田委員。

宮田委員 活動の項目の点検・評価、これはこれでいいんです、ここは。だからといって後ろに活動と、こう分けるのかなというふうに。

中村委員長 ですから私は、「の」を入れたらそれで折り合いといいますか、そこで着地点でいかがですかという提案をしたわけです。表題のところ。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 この提案に対して何ら問題がないと思うのは、あまりにも細部をつついてどうこうは、かなり賢明ではないなと思うのですね。既に先の基本方針、これは認められたわけですから、それに則ってこれはつくられたので、あまり細部にわたっての議論は、僕は控えていただきたいと思いました。

中村委員長 宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 基本方針については認めています。進めていく中で、今発見したことでの確認です。それで意見として今出てきたという流れです。

なぜ疑問と意見につながっているかといいますと、学校及び教育施設に関する部分では、この5人だけではなく、教育委員会の事務局の方々も同時に活動の中に入ってこられているので問題ないと思いますし、要するに双方向の部分がありますから。

中村委員長 わかりました。

しかし、私がまとめますと、先ほど言った基本方針の2の対象の に、具体的にここに会議の運営、会議の公開、事務局との連携、連携の部分はあることは確かなのですが、ということ。だから大方は認めたいうえで、今の疑問点を出したということによろしいですか。

宮田委員 今年度はね。

中村委員長 もう一つは、昨年初めてやって、少しずつ改善していることは事実で、先ほど私がお話申し上げたとおり、これについては1枚が6枚になりました。ですから来年はまたさらに改善していく必要があると思いますので、今年は基本方針を認めて、6 活動の表題に「の」を入れるということで、今年はそこでやっただけかということはどうですか。

小林教育総務課長、タイトルをあわせるということをお願いします。

小林教育総務課長 はい。わかりました。

中村委員長 宮田委員、お願いします。

宮田委員 ありがとうございます。細かいことをつづいて言うつもりはもうとうなくて、全体の教育委員会としての一体感をやはり追求したいかなという思いで、疑問点、確認点、それから意見ということで申し上げました。ありがとうございました。

中村委員長 もちろん、下に我々教育委員は個人としてということは非常に大事ですけども、組織体として評価していくということですから、後で皆さんにお願いしますけれど、この5の教育委員会点検・評価は、組織として皆さんからいただいた意見をもとに、組織としての意見に、一評価にしていくということになると思います。

それでは、もう一度もとに戻りまして、今ご説明したことについて、特に形式としてこういう進め方でいいかということですが、まず についてはよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、こういうことで進めていきたいと思います。

続きまして、 の教育委員会の施策の点検・評価について、ご説明をお願いいたします。
小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 それでは 教育委員会の施策の点検・評価について、16 施策について、事務局評価をご説明いたします。

最初に、生涯学習支援体制の整備でございます。

「生涯学習推進センターでは、市民の学習活動の活性化に向け、市民ニーズに即した情報提供や、より気軽に利用しやすい相談窓口づくりに努めている。市民力で創る生涯学習推進のための市民交流大学に対する市民の理解や、市民推進委員会の組織力のさらなる向上が必要となる。また、市民リーダーの発掘や大学、民間事業者との連携が求められる。学習館では市民ニーズを反映した事業展開が課題である。」評価はBでございます。

続きまして、ライフステージに応じた生涯学習活動への支援でございます。

「市民交流大学では、子ども対象事業や成人対象事業を実施。八ヶ岳山荘では、学校や青少年団体を対象に体験学習を実施している。様々な市民にとって有益・有効な事業内容とするため、モニタリングや評価に基づく講座内容の充実や、山荘運営の充実を図る必要がある。」評価はBでございます。

生涯学習を通じた地域への参加と地域コミュニティづくりの促進。

「講座終了後のサークル化支援など、受講者同士の交流を念頭に置いた取り組みを進めている。市民が学習の成果をまちづくりに活かし、自ら地域課題を調査・研究するような意識の醸成と仕組みづくりが課題である。」評価はBでございます。

続きまして、確かな学力の育成でございます。

「算数、数学、国語、英語において、少人数指導を実施するとともに、より効果的な指導のあり方について実践研究を進めている。総合的な学習の時間等を通じ、ICTや伝統・文化、国際理解についての教育、問題解決能力等の育成を進めている。生きる力を育み、学力向上の基盤となる読書活動については、学校図書館支援指導員配置など行っている。」評価はAでございます。

続きまして、豊かな心の育成。

「道徳授業地区公開講座を実施し、家庭、地域と連携した道徳教育を進めている。また、文部科学省の人権教育総合推進地域事業の指定を受け、全小・中学校で人権教育に取り組むとともに、人権教育推進だよりの作成、人権尊重教育推進校の研究発表、人権教育推進イベントを実施している。小中連携教育活動を全ての中学校区で実施し、9年間を見通した教育を推進している。」評価はAでございます。

健康・安全教育の充実。

「小中学校において、栄養士がTT方式で食教育指導を実施。食についての関心をより多くの児童・生徒に継続して持たせるために、実施回数の増と中学校の拡大が課題となっている。定期健康診断や生活指導により生徒の保健管理を実施。防犯ブザーの貸与と小学校への地域安全マップ作りにより登下校時の安全確保をはかっている。中学校の地域安全マップ作

りが課題である。」評価はBでございます。

続きまして、ニーズに応じた教育への支援。

「不登校の児童・生徒に対しては、適応指導教室「おおぞら（小学校）」「たまがわ（中学校）」で指導をしている。また、スクールカウンセラーやハートフルフレンド、スクールサポートアシスタントを活用し、不登校の減少に努めている。障害のある児童・生徒については、特別支援学級を配置している。特に、情緒障害等には支援を必要とする児童・生徒が増加しており、専門的な指導者や施設の拡充が課題である。」評価はBです。

開かれた学校づくりと市民連携。

「学校生活協力員や学校・学級特別指導員、特別支援員、地域ボランティア等の人的支援を通し、地域の教育力を活用している。また、学校施設は校庭、体育館など学校運営の支障のない範囲で、地域住民の利用に供している。」評価はAでございます。

続きまして、教育環境などの整備です。

「小中学校の校舎の耐震補強は平成20年までに29校中19校が終了している。学校教育センター機能の充実にむけ準備を進めている。ヒートアイランド対策や緑化対策、環境教育などの効果を期待し、市内で初めて新生小学校の芝生化に取り組んだ。教育用のパソコンの充実や校内LANの整備、学校備品の老朽化に対する計画的な更新・充実が課題である。」評価はBです。

続きまして、高等学校教育との連携。

「中学校ごとに上級学校訪問や高等学校の先生などに話を聞くなどしている。また、都立立川高校学校運営連絡協議会の委員に教育委員会職員が就任するなど連携に努めている。」評価はBでございます。

高等教育機関の活用と連携。

「市民交流大学評価委員会や市民講座に、市内大学や国の機関が参加している。市民交流大学をより魅力的なものにしていくために、市と各種高等機関との恒常的なしくみづくりが課題である。同様に市民交流大学に民間企業の参加があるが、今後、文化的事業を行っている企業等との連携も課題となる。創価大学、帝京大学、明星大学、国際医療福祉大学院と協定を締結し、スクールインターシップ事業を進めている。」評価はBでございます。

市民の自主的な学習活動やコミュニティ活動などへの支援。

「地域学習館については「生涯学習からはじまるまちづくり」の地域拠点として発展させていくため、地域学習館運営協議会の設置による市民主体による講座の企画運営実施が課題である。学習等供用施設と生涯学習推進センターや市民交流大学との連携に向け学習等供用施設管理委員会との協議は遅れている。」評価はBでございます。

図書館における資料・情報の提供や読書活動の推進。

「図書館の横断検索による図書の回送業務、ボランティア参加による読み聞かせ入門事業等推進している。ハンディキャップサービスにおいては、既存のボランティア団体の高齢化への対応が課題である。「ビジネスライブラリー」では、関連部署の情報活用や商工会議所、

日本政策投資銀行等との連携を行っている。」評価はBでございます。

続きまして、スポーツ活動の支援・促進。

「高齢者等に対する健康づくり事業の推進など、市民のスポーツ活動を促進した。地域スポーツクラブの創設については、現在の地域の体育会を活かした形態を検討している。地域の人材を活用した外部指導員が中学生の部活動を支援している。ニュースポーツに対する対応や地域での健康づくりのための資格指導者の育成など新たなスポーツ環境づくりが課題である。」評価はBでございます。

学校施設の有効活用。

「学校運営に支障のない範囲で、校庭や体育館を開放している。市民が「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるためには、地区体育会等との連携により、学校施設を地域スポーツクラブの拠点としていくことが課題である。」評価はBでございます。

最後、伝統的文化の保存・継承。

「歴史民俗資料館と古民家園では、企画展や体験学習等により歴史や伝統文化に触れる機会を提供してきた。また、無形民俗文化財を伝承・保存している市内の3団体に対して活動費助成をしている。市民が郷土の歴史や文化財を身近に理解できるよう、保存・継承にとどまらない文化財の周知、活用の仕組みづくりが課題となっている。」評価はBでございます。

以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。それでは の「教育委員会の施策の点検・評価」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

この16のくくりについては昨年もいろいろ出たのですが、第2次の基本計画に基づいてやっていますので、これは仕方がないなど。ですからもし意見があるんでしたら、第3次計画に、このくくり方については意見を言っていくので、ですからこれは16の中で議論していきたいと思います。

古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 最後16の伝統的文化の保存・継承のところですが、よく土曜日の午後に学校のほうに教育委員が訪問しますが、そういうような機会があればいいなと思います。

中村委員長 またそれは、コメントのところにお書きいただければと。後でお願いしますけれども。ほかにいかがですか。

では、今説明があった資料をもとにしながら、後で終わったらお願いしますけれども、我々がやっていくということで、 の教育委員会の施策の点検・評価は、これで進めていくということによろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、よろしくお願いいたします。

やり方についてはいかがですか。小林教育総務課長、それによろしいですか。

小林教育総務課長 はい。

中村委員長 その次、基本方針の4「点検・評価の流れ」についてご説明いただけますでしょうか。小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 先ほどお認めいただきました基本方針の4の「点検・評価の流れ」で、今現在行っていますのは、の前の部分まででございます。その次は事務局評価等も参考にさせていただきます。第5、教育委員会点検評価[1次評価]、つまり教育委員自らが評価するステップに入っていきますので、先ほど申し上げましたように、できましたらこの部分については、きょうご議論するのはなかなか難しいので、お持ち帰りいただいて、後日、事務局のほうへ提出いただくという形をお願いしたいと思います。

中村委員長 順序が逆になって、評価段階のこともありますけれど、今、小林教育総務課長から説明がありましたが、この6活動、16施策について、この方向でやっていくということをお認めいただきましたので、確認ですが、5の教育委員会点検評価[1次評価]に個人の評価をお書きいただいて、事務局でまとめていただいて、協議して、組織として第1次評価にしていくということにしていきたいと。

そのときの資料は19年度の同じもの、教育委員会の点検・評価とか、皆さんが各学校とかいろいろな社会教育関係の活動に参加したこととか、あるいは特に今年はいろいろな点について協議していますので、意見交換会的にここでオープンで話し合っていますので、そういうことをもとにコメントと評価を書いていただくという作業をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。期日については、後ほど事務的に相談していきたいと。

それでは次にいきまして、評価はどうするかということについて、田中委員から出ました評価を5段階にすることについて少し協議していきたいと思いますが、ご意見はいかがでしょうか。

古岡委員。

古岡委員 田中委員のおっしゃった5段階に賛成です。

中村委員長 私の意見を言います。去年は活動内容、充実度ということで高いA、普通B、低いCで、そうやってやっているわけですね。細かくやるということも非常に重要ですが、まだ途上といえますが、固まってないということもありますので、細かくやっても本当にそこまで我々見る目を持っているかなということもありますので、まず本年度については、昨年と同じ3段階にして、先ほど宮田委員から出てきた意見も含めて、だんだん充実、改善してきた段階で評価を細かくしていくということに私は賛成ですが、要するに昨年度と同じ形で賛成なのですが。

古岡委員。

古岡委員 3段階にするように訂正します。

中村委員長 田中委員。

田中委員 これは3段階から5段階ということ私のほうで申し上げたのですが、いま委員長がおっしゃった、昨年3段階でやってきて、本年も同様で支障がないということが1つ。

2つ目に、今後見直しをするうえで、3段階から5段階が適切なかどうか、それはやはり

慎重に検討していく必要があるだろうと思うのですね。

3 つ目は、拙速な結論は出さないで、経過として見ていくと。そういう面では充実、改善をしていくと。委員長がおっしゃったその方向で結構ですので、それで進めてください。

中村委員長 わかりました。

宮田委員、お願いします。

宮田委員 私も前年と同様、ABCの3段階が現段階ではいいかなと。コメントの部分で細部の部分を表わしているということで、評価の仕方ということにもつながるのですが、数値的な評価は大きくしておいて、そこをつなぐところは個々の意見やコメントやそういうもので補って行って、次の方向性をつけていくという方法がどうもいいかなとちょっと思っております。

中村委員長 わかりました。田中委員から出されたのは確かにもっともなご意見で、今後改善していく必要はあると思います。しかしまだ途上ということで、昨年と同じ3段階でやっていくと。ただ、間隙を埋めるというか、記号で表わせない部分については文書できちんと質的に見ていくということで、それで3段階ということによろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、昨年と同じに進めていくことと致します。

そうすると、きょうは基本方針、の6活動、の16施策、それから3段階、今後の進め方、先ほどお願いしましたので、この教育委員会施策点検・評価については、終了してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、協議(1)教育委員会施策点検・評価については、終了いたします。

協 議

(2) 新学校給食共同調理場整備計画について

中村委員長 それでは続きまして協議(2)新学校給食共同調理場整備計画について、協議いたしますので、事務局より提案説明をお願いいたします。石井学校給食課長、お願いします。

石井学校給食課長 それでは学校給食課から、新学校給食共同調理場整備につきまして、現在の状況及び今後の予定等につきまして、ご報告をさせていただきます。

新学校給食共同調理場につきましては、開設から34年及び41年経過しております現在の第一学校給食共同調理場及び第二学校給食共同調理場の老朽化対策と、開設時に比べまして大きく減少している児童数に対処して運営の効率化を図るため、1場に統合した新学校給食共同調理場を整備するものでございます。

整備につきましては、何回か教育委員会のほうで報告したとおり、PFI手法、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ手法により実施いたしまして、設計建設から維持管理運営に至る事業全体のライフコストの削減や、質の高いサービス水準の確保など、効率的、効果的な管理運営を図っていくこととしております。

7月23日の教育委員会でもこれは報告いたしましたけれど、計画地につきましては、立川基地跡地西側地区が効率面、衛生面、コスト面等の観点から有利であることから、ここを候補地として検討を進めているという報告をいたしました。

本日、資料としてお示しいたしました新庁舎周辺地域土地利用計画（中間まとめ）でございますけれど、これにつきましては、市役所新庁舎建設地北側の立川基地跡地地区と砂川中央地区にあります約30ヘクタールの国有地につきましては、立川市の土地利用計画としてとりまとめたものでございます。最終版を財務省のほうに提出いたしまして、国有地の有効利用及びまちづくりの推進に活用していくものでございます。

14ページの図の左下にあります図をご覧くださいなのですが、1番として、立川基地跡地西側地区の土地利用の方向性は、公的利用ゾーンとされておりまして、15ページの表にありますとおり、この場所で導入が求められている主な機能としては、一つは教育機能で、新学校給食共同調理場と設定してございます。さらに18ページの図にございますとおり、新学校給食共同調理場につきましては立川基地跡地西側地区内で、その中で北西部に位置する、A地区と書いてございますそこを計画しております。

なお、この計画書につきましては、表紙にあるとおり中間まとめでございまして、最終版につきましては、今後市民からのパブリックコメントをいただいたうえで、年内に策定していくといったものでございます。

新学校給食共同調理場の整備につきましては、この計画と調整を図るとともに、庁内に設置しております新学校給食共同調理場建設検討委員会において検討を行っているところでございまして、年内に実施方針の公表を行いまして、その後、年度内に特定事業の選定を行ってまいります。また、来年度につきましては、実施事業者の公募、選定、契約締結を予定しておりまして、実施事業者の公募にあたりましては、PFIの基本原則でございます公平性原則に則り競争性を確保するとともに、透明性原則に基づきまして手続きの透明性の確保を踏まえ、外部有識者を入れた審査委員会を立ち上げ、評価し、事業者を決定してまいりたいと考えております。

安全衛生管理の充実した共同調理場の整備に向け、現在の状況につきましてご報告をいたしました。よろしくご協議くださるようお願いいたします。以上でございます。

中村委員長 ご提案ありがとうございました。これは、第14回定例会で報告があったことのそれ以降の動きについてと今後のことについてご説明がありましたが、質問とかご意見はございますでしょうか。

以前に市営一番町北住宅というときの問題点、遠距離とか敷地面積の関係ということがあって、その課題を解決するために選定されたということだと思いますが、こういう方向で進めていくということによろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、この方向で進めていただきまして、また今後いろいろな動きがありましたら、報告とか協議していただいて、最終的には議案ということになっていくと思いますけ

れど、そういった事務を踏んでいくということで、よろしく願いいたします。

では、新学校給食共同調理場整備計画についての協議を終了いたします。

協 議

(3) 学校支援体制について

中村委員長 次は協議(3)学校支援体制について、協議いたしますので、澤教育長、協議内容についてご説明お願いいたします。

澤教育長 これは題名が学校支援体制と書いてありますけれども、どちらかという学校と地域と捉えていただいたほうがいいかもしれませんが、どのようにして学校を支援していくかということで、法的な支援手法としては、コミュニティスクールといわれる、いわゆる学校運営協議会が制度化されてもう5年になるわけですが、全国では500近い学校がコミュニティスクールに指定されているわけで、地域的にも、もう30都道府県に導入されている、そういう状況にありますので、確実に増えているということは間違いのないわけですが、先ほど申し上げましたとおり、今年の4月1日現在で478のコミュニティスクールが全国にあるわけですが、これは学校運営協議会制度ということで、実際にはこの制度は平成16年6月の地教行法の改正によって導入が可能になったものでございますので、これは学校運営協議会という制度、組織を通じて、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することができるということで、ねらいとしては、それらニーズを迅速、的確に学校運営に反映させて、学校、家庭、地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組むと、これが制度のねらいでございます。

ただ、なかなか現状としては大きな、法的な体系の中でありますから、課題もありますし、立川としてはまだそういう取り組みはないわけですが、26市の中でも積極的にこういう制度を取り入れている市もありますけれども、そういうコミュニティスクールという一つの手法が学校支援の中にはあるというのが1つです。

2つ目は、学校地域支援本部という、これも地域全体で学校教育を支援するという体制づくりを進めるということで、これは20年度から3年間の国のほうの施策でありまして、この学校地域支援本部につきましては、学校長あるいは教職員、PTAの関係者などを中心として本部を設置するということで、実際にはその下で地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動あるいは部活動指導など、地域の実情に応じた学校教育活動支援を行います。国としては、全国に3年間で1,800カ所ぐらいを組みたいというような方向だそうでございます。

もう一つの制度的なものとしては、学校教育のサポーター制度というのがありますけれども、これは団塊世代あるいは高齢者等がだんだん増えている中で、こういう方たちの経験、知識を生かして、学校の授業、あるいは活動の講師、あるいは社会教育施設の講座の講師などとして学習支援を行おうということで、どちらかという認証みたいな形になりますけれども、この教育サポーターというのは学校だけではなくて、活動のものは今言ったように学

校と社会教育施設、両方があると。

具体的な仕組みとしては、制度の運営主体は教育委員会があたることとなりますので、実際には教育サポーターとして、いろいろな住民あるいは社会教育団体における関係者、産業界などから教育サポーターとして活動する人材を発掘していくと。そういうことで、登録制度になるわけです。この登録を希望した方に対して、教育委員会としては必要な知識、技能、心得など、これは登録前研修といいますけれども、こういう研修を実施したり、あるいはその登録前研修を終了した者を学校教育サポーターとして認証登録していく、そういう制度で、受け入れもそうですけれども、そういう方を配置していくということです。

それから、教育委員会にはそれをコーディネートするコーディネーターもいまして、受け入れ側とのマッチングを行う、そういう制度でございます。あとは、教育委員会は活動後研修、事後研修も義務づけられますし、活動後研修を終了しないと教育サポーターとしての登録更新ができない、そういうかなりしっかりとした認証制度になっております。

一方、類似の制度としてボランティア制度が、今、立川の場合は流れがありまして、昨年のボランティア、これは保険の調べでいきますと、年間の延べ人数でいくと小学校では8,200人、中学校では1,900人、合わせて1万人を超える方が学校にはボランティアとして延べの数ですけれども入っていらっしゃるがあります。ただ、そこで少し気になることは、例えば一番多くボランティアが入っている学校は1,300人以上入っている学校もあれば、中学校などでいくと一桁、10人台のボランティアしか入っていない、そういう若干差があるというのは一つ気になると言えば気になるところで、実際にこの間の日本PTA全国協議会の調査によると、ボランティア活動を経験した人は保護者の3割ぐらいは皆さん経験されているので、こういうことを踏まえていくと、多くの保護者の方が、3割ぐらいは参加していると。

しかし、先ほど申しました学校支援地域本部の事業を知っているかということで聞きますと、だいたい75%しか知らないという現状です。ボランティア活動と学校支援地域本部、立川の場合もあえてそれをあわせてPRしていませんので、そういう意味では今後その辺をどうしていくのかというのが、先ほど言いました学校間格差といいたまいますか、ボランティアの差が、活動差も大きいというのがありますので、その辺も教育委員会としてどう全体的に底上げをしていくのか、あるいは先ほど言った制度的な法制度を担保した形でそういうものを導入していくのか、そういう岐路にきているかなと。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

この件につきましては、方向性が見えなくても、皆さんの考え方とか意見がここで自由に出されればいいということで、本当に自由で発散的で結構でございますので、今、学校運営協議会とか学校支援地域本部、教育サポート制度とかスクールボランティア制度が、説明がございましたけれども、これにこだわらなくて、立川市としてはどうしていきたいかということについて、ご自由にご意見いただければありがたいと思いますが、いかがですか。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、教育長のほうから説明がございました。やはり今後どうするかということ、また学校のボランティアの格差、そういう問題があること、あとは制度の導入をどうしていくか、そんなことを含めて私なりの考えを申し述べたいなと思います。

最初にお話がありました学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールですけれども、これについて立川市の各学校の現状、今まで幾つか学校を回ってきたわけですけれども、そういう面で学校の現状を考えた場合に、この学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールの導入については、まだ、時期尚早であるなど、そんな考えを持っております。したがって、今後の研究課題にしたらどうかと。

その主な理由ですけれども、この制度を立ち上げるための条件整備というのがあると思うのですね。その条件整備の1つに学校運営協議会の趣旨、それを十分理解したうえで、この会の企画、運営、点検等円滑に進める、そういう人材の確保がきちんとできているのかどうか。

2つ目には、この協議会の会長さんがいるのですが、会長はじめ会員が、学校の校長の学校経営方針をよく理解し、しかも児童生徒の実態をしっかり把握しているのかどうか、このことがやはり大事なことですし、それとともに学校運営上、公平かつ客観的な判断をもって制度の運営ができることと。これは先ほど教育長のほうからもお話がありましたように、かなり大きな権力と責任が伴うものですから、そういうことは当然、制度上の運営ができるかどうか、そのことを考えないといけないなと思います。

3つ目に、教育の目的である児童生徒の幸せ、それを第一義的に考えて、しかも教育課程や教職員の人事の現状をよく理解していると。こういうことを理解していないと、この権限を与えられても責任が果たせるかどうかということが問題になるわけですので。なお、この制度については先ほど教育長のほうから、平成16年度地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって導入されて、既に5年が経過していると、そういうお話がございました。その中で、導入されているのが全国で478校、僕はその数を受けて、ちょっとこれは考えなくてはいけないなと思っているんですね。

ということはどういうことかといいますと、平成21年4月現在、東京都の小学校あるいは中学校合わせると1,940校あるんですね。その中でこれを導入しているのがわずか88校なんですね。区部23区が49校、多摩地区が39校導入しています。これは都の教育委員会で確認しました。ちなみにこの数は全体のわずか4.5%なんですね、既に5年が経過しているにもかかわらず。あと、本年度は八王子、小平、日野、19校が導入予定ですと。この数字は多摩地区が小中学校で668校あるんですね。その中でわずか2.8%なんですね。そのうえで今度問題になるのは、過去5年間、全国の344校、この学校が調査研究の対象に入ったんですね。調査研究をしたにもかかわらず、27.3%がこの合議制の機関である学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールの設置、それを何らかの形で、何らかの理由でとりやめているのですね。

そういうことを勘案した場合に、今後立川市としては、学校運営協議会制度の導入については拙速であり、決定せずに第3次基本計画に位置づけて今後5年間の課題として立川らし

い、立川らしいというのはどういうことかといいますと、学校運営協議会のメンバーの意見や要望、それが出てきて、それが教育委員会に来る場合があるわけですね、特に人事絡みの場合は。そういうことがありますので、それもしっかり教育委員会内で対処して、最終的には学校長の判断とするなど、直に都の教育委員会に行くのではなくて、最終的に学校長が判断できるような、そういうシステムづくりを考えると。そうなりますと教育委員会の規則の一部改正、そういうことも考えて判断してはどうかと、そう思います。

以上が学校運営協議会についての私の考えです。

あと、澤教育長のほうから学校支援地域本部、この設置についてお話がありました。このことについては、地域全体で学校教育を支援する体制づくり、これを通して学校の運営を地域補完して学校を活性化すると。そのための制度であるわけですね。しかも学校の現状を踏まえた可能な学校、立川の場合ですけれども、もし可能な学校があれば教育委員会がモデルとして指定して、学校支援地域本部の事業を立ち上げてはどうかと思います。

それはなぜかと申しますと、先ほど教育長のほうからお話がありましたが、非常に格差が大きいわけですね。多いところでは1,000を超えている。少ないところでは10人足らずでしたか。1000人あまりと10人足らずと、そういう格差が非常に大きいんですね。そういうことを考えた場合に、モデルを指定して、学校支援地域本部の事業を立ち上げてはどうかと。そのために学校独自ではなくて、教育委員会が制度化してあげたほうが望ましいかなと考えます。なお、これらの制度に類似した制度、既に立川も学校独自で頑張っているんですね。だから一律ではなくて、学校の実態を見ながら進めていくと。

その主な理由については、一つは本市の小中学校では学校生活などに多くのボランティア、これもボランティアの数が先ほど出ていました。そういう方々は学校の運営を補完しているわけですから、その中で学校長が窓口になって日々対応に追われている、そういう現状を学校訪問の中で聞くんですね。数が50、100だと、100を超えると非常に校長がそれだけで忙殺されている、そういう現状を聞きます。そのために退職の教職員あるいはPTA経験など、学校と地域の現状をよく理解している地域コーディネーターを配置することによって、学校がより円滑に推進されるのではないかと、そのように考えております。

第2ですけれども、学校支援地域本部が提供できるサービスというのは、先ほども教育長から説明がありましたけれども、学校の授業の補助であるとか、校内の図書室の書籍貸出しなど、学校のニーズに応じて地域コーディネーター、その人たちと連携を密に進めることができる。学校においてはいろいろな地域性がありますから、なかなかボランティアが集らないと、そういう実態もあるわけですね、学校訪問しますと。そういう中で、学校によってそういう地域性から、地域保護者の学習ボランティアの応募が少ない、そういうところを教育委員会が後押しして、学校支援地域本部、その設立を支援してはどうかと思います。

第3ですけれども、これについては現在、立川市教育委員会が実施している学校支援のための諸政策、立川は26市の中で調べると非常にきめ細かくやっていますね。その一つが学校生活の適応等に向けた支援策として特別支援教育支援員、これを含めて14事業をやっており

ます。また、学習や部活動に関する支援者の事業、これがスクールインターシップの導入を含めて11事業を実施しています。実はこれらの授業とマッチングさせながら、学校の実態に応じて、学校を核にした、立川らしい市民社会づくりを目指してはどうかと思います。例えばですけれども、市民交流大学で学んだ後に、外部の専門人材として登録して、学校の要請に応じてモデル校に配置する、そんなことを検討してはどうかと思います。なお、これについて教育長のほうから課題が幾つか示されているのですが、私も同じような課題を幾つか持っています。

1つは、今後の課題として、第1に教育委員会の学校支援事業として学校独自のボランティア、これをどのように学校支援地域本部の中に位置づけしていくのか。第2に、学校支援地域本部の予算ですけれども、これが実は文部科学省が平成22年度までしか予算措置をしていないのですね、それ以降は各区市町村で予算措置をすることになるわけですが、その予算措置が果たして可能であるのかどうか、本市の場合は、第3には学校支援地域本部、この本部ができますと当然本部の事務局を立ち上げることになるわけですね。その設置する場所をどこにするのか、このような検討すべき課題があるなと思います。

この制度の取り組みですけれども、これまでの実施校の例から、中学校区単位という以前は文科省の流れがあったのですが、今はそうでなくていいと。教育委員会が認証すれば小学校単位でもあるいは中学校単位で独自でもいいですよ。そういうことで形式としては学校支援地域本部実行委員会形式、こういう形式で学校単独で実施しているところが幾つかあるようでした。ただ、ここにきて本年度の第4回目の募集が10月なので、ちょっと急いでいるかなと思うのですが、以上のことを考えて学校支援地域本部の立ち上げを希望する学校については、極力教育委員会が支援して、学校中心にできるところから進めていかれてはどうかと思います。

そのうえで今後のことが当然出てくるわけですが、今後この制度を第4次生涯学習推進計画に位置づけて、立川らしい支援の取り組み、そういうものを推進してはどうかと思っております。例えばですけれども地域学習館運営協議会、この中に構成員の方が何人かいらっしゃるわけですね。青少健であるとか、あるいは学習館利用者、公募市民、そういう人たち以外に学校関係者にも入っていただくと。そうすることによって地域のネットワークづくりがさらに拡大して、学校の地域支援本部ともつながる、そういう仕組みにつながっていくかなと思います。また、立川の場合、市民交流大学がありますので、そこで研修を受けて受講を終了した方は、例えばですが、教育委員会の中での生涯学習推進センターが認証して、外部の専門人材として学校支援にあたると、そういう何か立川らしい取り組みができるといいなと思います。

ただ、このことについては急激な社会変化の中で、教育改革がどんどん進んでいるわけですから、どこまでも学校や保護者、地域の実態に基づいて、子どものために何が大事かと、そういうことを考えながらこれもあわせて緩やかな教育改革を進めていただきたいと、そういうふうに思っております。

最後に教育サポーター制度、これも教育長のほうから具体的にお話がありました。そういうなかで私としては、平成20年度、文部科学省の事業として示された教育サポーター制度、これは今後の第3次基本計画、それに位置づけて個別計画を立てて検討していったほうがよろしいのではないかな。あまり拙速な対処はしないほうがいいのではないかと。

その主な理由ですけれども、1つは、教育サポーター制度の事業自体、モデルとして実施している学校が幾つかある程度で、東京都教育委員会でその実態を調べてもらいましたらば、「モデルとして取り組んでいる学校の様子を見ている状態である」と、そういうふうに言っていました。全国でまだ少ないのだそうです。それがまず1つ。

2つにはこの制度を具体的にどこがやっていますかということですが、現在、東京学芸大学、そこがモデル事業として国分寺、小平、小金井、この3市の学校を対象に現在実験的に進めているところであると。それ以上の進展はないので、ここの推移を見守っていききたいというのが東京都教育委員会の考えのようでした。3つに、団塊世代あるいは高齢者が申し込みをし、登録前研修を受け、そのあと人材バンクへ登録と。そして認証手続きをして、活動の場を通して学校や図書館、そういうところなどに支援していく仕組みになっているわけですが、そのための事業主体が先ほども教育長が教育委員会とおっしゃっていましたが教育委員会と。この教育サポーター制度の導入は立川市教育委員会としては実際にその運営が可能なのかどうか。まだ国の財源が措置されていないんですね。そういうなかで立川市として予算措置ができるのかどうか、完全にボランティアにしていってしまうのか、その予算措置が可能かそうでないのかということが、今後検討すべきかなと思います。

いずれにしても第3次基本計画をもとに個々に位置づけしながら、個別計画を推進するにあたって、立川らしい教育サポーター制度を検討していったらどうかと。例えば、従来個々のセクションで進められていた教育サポート制度になっているわけですね、立川の場合は。それを市民活動課やあるいは生涯学習推進センターなど関係機関が連携協力して、もうちょっとネットワークづくりを拡大していくと。また、市民主体の人材活動から、学校教育にだけ特化しないと。どうしても学校、学校となりますので、学校教育だけに特化しないで、地域の人材派遣にも重視した教育サポーター制度を導入するなど、今後検討していく余地はあるのではないかと、以上が私の考えです。

中村委員長 ありがとうございます。多岐にわたって様々な具体的なお提案をいただきました。先ほど言ったとおり、言いつばなしということで皆さんの意見表現の場ということで。

宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 あまりにも量が多いので一つ一つは申し述べられませんが、最大の目的は教育改革なのでしょうか。という捉え方でよろしいのでしょうか。

もしそういう方向性という捉え方でお話するとして、体制とシステムの話で、ではこのシステムはどう構築するかとか、どこと連携させるかというような話ではないかと思います。私はそういうことよりも、まずこのことはどういうことなのか。立川にとってこのことはどういうこととして位置づけてやっていくのかということをお考えしました。そうすると大きくは

教育改革なのではないかなと。少子化に向かってこれからの教育をどうしていったらいいのかな、既存の、ある組織をうまく連携して、また活性化してどういうふうやっていくことが、これからの子どもたちの育ちに、いい環境づくりとなるのではないかと、ということではないかなと思いました。

それに対する予算措置というのは当然あるのですが、そういうなかで大きくコミュニティスクールというものに成長していけば、到達していけばおそらく理想となる教育というが行われるのであろうということなのかと思いますが、そこに至るまでの人材確保というのはなかなか難しく、その教育というのもあるのかなと。その教育を振り返ったなかでやっていくということではなく、新たにしていかなければいけないということなのかなというのもある、ではそういうところで学校の運営を支援する学校支援本部なる地域ぐるみで学校支援、どうやってするんですかって、ではそのタイトルを誰がどうやって発信するんですかということで、これを個々の学校が「じゃあ支援してください。こういうことでやりたいのでどうか支援してください」という募り方で参加していったとしても、校長先生もしくはその主体となる方々の異動があった場合には、当然その質は、確保といいますか要するに循環していかない、継続していかない、持続していかないというふうに思うのですね。

となると、この主体をどこにもっていくのがいいのかなということと、それからこの支援というものはいったいどういう目的なのか。いただいた資料の中で地域全体で学校教育を支援する体制づくりとなると、では学校教育のどこの部分の支援ですか。内容は「いじめ、不登校」ではこれは青少健の問題で保護者や地域の問題でもあって、社会の問題じゃないですか。これを学校支援というタイトルで学校が主体となって支援をお願いする話なのかなというのもある、学力向上が今後一番目的となっていくのかな、学力という考え方も様々ですけども、言葉を借りれば、学力ということで考えれば、学校教育の中で学力を高めるとか確実に付けると、そのためにはという話なんだと思うのですね。

ということで、この学校教育を支援する目的がもう少し明確でないと、支援のしようがないしネットワークのとりようがないと思います。では、細かく、具体的に何らかの支援をするんだと、していくべきなんだという話になるのですが、そうなったときには、教育のサポーター制度もしくは学校のボランティア制度、何らかの人がこの学校教育の中に入って行く制度が必要だろうということだと思います。

私としては、では学校教育に入って行く、具体的な学力向上に向けた人が入っていく制度を立ち上げるとするならば、そこに入ってくる人たちは単なるボランティアではなくて、やはりそれなりの知識やそういったものがなければ、求めている教育の質の向上という部分には、私は遠いのではないかと。ただ、それは全く無駄なことではなくて、相乗効果としてお互いが学びあいということでは、ボランティアということでも当然いいと思うのですが、ただ、それでいいのかどうかということと、ではその教育の向上に向けてボランティアというレベルで、レベルという言葉が正しいかわかりませんが、1回だけの関わりとして少し参加してみて、協力してみましようというレベルの教育への参加ということで、どこまで

のものを求められるのかというのちょっと考えます。そうすると、教育の質の向上を考えると、教育サポーター制度というのはある程度有効なのではないかなと。

中村委員長 ちょっと中断しまして、古岡委員から申し出がありましたので、退席ということでもよろしいでしょうか。

中村委員長 では、退席を認めます。

続いて、宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 ということで、私としては教育サポーター制度、この中身をきちっとつくっていくことである意味、学力向上ですとか様々な教育にかなり近い、教育というものがどういうものかという議論にもなってくるのですが、そのある一定の評価を求めるという学力と、社会の中で生きていくという力の学力とあると思うのですが、一定の評価を得るための教育という部分では、このサポーター制度というの重要な役目を果せるのではないかという、今の現在の感想です。

では、現状の立川はどうかということところで、最近このスクールボランティア制度が様々な発足されていますが、主体は校長なのかP T Aなのか。校長であるとしたらどこまでの責任を持ってボランティアを募り教育に参加させるのか、参加してもらうのか。その具体的な例は様々な補修工事であったり整備工事であったり、パトロールであったり、こういったものなのですが、必要性は十分あつてのことなのではと思うのですが、これを学校側が制度化して、人材を集めることなのかなと。むしろP T Aや地域の人たちにこういったものに気づいてもらい、自主的にこういうことができるというか、そういうことのほうが、より学力向上に向けては学校の機能は充実していくのではないか。そして先生方の使命も果せるのではないかというふうに思います。

では次に、ボランティア制度の必要性もあるから、これはどういうふうにしたらいいかということですけど、そうすると学校にボランティアとして入ろう、参加をしていこうというふうを考える人たちというのは、主に保護者もしくは地域のそれなりの団体のリーダーになっている方々、ある程度意識が付加されている方々でないと、このボランティア制度を継続的に続けるということではできなくて、人が人を継続していくことがこのボランティアであるにも関わらず、制度として形をつくっていかないと、インフラとしてつくっていかないとこの制度は成り立たないというものなのですね。ということは、「その制度、つくりますか」ということですよ。教育というのは制度をつくってそこで動かすことではなく、人が自主的に動いていくということをつくっていかなければいけないので、このボランティア制度は一過性のものであって、このボランティアを築いた方が自主的に立ち上げて何かをやるのであれば、これは有効な手立てだとは思いますが、それを学校単位でやることには私はちょっと疑問を感じています。

以上、ざっくりと言いましたけれど、すべては学校の教育改革、あまりにも大上段に構えた言い方ですけど、ある一定の質を保ったさらにはいいものということで子どもたちにいくとすれば、そういう全体の情報の共有と管理システムというものが必要で、ボランティアと

というのは自己開発の方法でしかない。支援はやはりチームワークが必要ですので、チームとしての目指す目的、それから品質としての保障、それから最大の目標に近づくための何らかの連携というものが必要になって、今、立川の中であるとすれば、学校を核として何らかの地域教育を行うという部分と、学校は学校として子どもたちに学力向上のための知識を教えていくんだという二つの学校の目的になっていますので、その学校を核として何らかのいろいろなことをするのであれば、そこと連携する学習館ですとか体育館ですとか、もっと言えば企業なども社会貢献として参加できるのではないかなど。要するにそれら全部、道徳的な視点で一体感、その量を多くしていく、それと同時に品質のレベルを上げていくという、このことはやはり情報を共有していくための体制とその管理システムだと思えます。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。

各おふたりの委員からあったことに関して意見があったら、どうぞおっしゃってください。しかし先ほど言った、一つの方向性云々というよりも、先ほどから出ているけれど、基本計画に生かすとか何とか、その背景としてのご意見として承っていると思えます。

今出てきたご意見は、やはり国は何をすべきか、都は何をすべきかということを考えてときに、立川市は何をすべきか。そして立川の場合は、おふたりの委員にもありましたけれど、各学校が主体性を持つとか、自主的にやるとか、それから実態に応じてということが田中委員から何回も何回も出てきたと思えます。やはり立川市としては実態に応じてどういうふうに支援していくか。実態というのは学校、教師、子ども、地域となると思えます。

その場合、制度化がなじむかどうかという問題が非常に大きな分岐点。制度化というのはある意味で均一化とか平均化ということになってしまいます。それはおふたりからも出てきたと思えます。したがって、希望するところとか、手を挙げたところとかというのも出てきます。最近、法律に関してもできる条例とか、選択できるとか、あるいは校長の申し出によりとかということで、ですからもし制度化しても均一的に29校全部ではなくてということになると思えます。

ただ先ほど宮田委員おっしゃったけれども、制度化はなじむかどうか、そこは研究課題になると思いますが、かといってそうしないと継続性とか問題もあるから、お互いに反する問題が出てくると思えますし、確かに、教育改革かというお話もあったけれど、団塊の世代のという澤教育長からありましたけれど、入れる場合にはもちろん子どもにも役立つし、自分の生きがいにも役立つ、そういう相乗効果は必要だと思いますけれども。

したがっていろいろな意見が出てきて、今後やはり研究課題としてやっていく必要はあるかなという感じは。それを第3次計画に入れるかどうかというのは、また事務局当局でご判断いただくということになると思えますけれども、もちろん個別計画も田中委員がおっしゃったように関係してきますけれど、入れる、入れないではなくて、入れることを検討していくかという段階かなという感じはしました。

澤教育長、何かございますか。

澤教育長 今の十分、皆さんのお話を聞いて、今後、何らかの学校支援を、やはりこれは地域とつくり上げていくものなので、役所だけがつくり上げていくものではないので、先ほど宮田委員から話がありましたけれども、PTAがやるのか学校がやるのかという、今、立川は両方なのです。学校長からのアプローチもあるし、PTAのほうからも積極的にアプローチもあるし、それこそまさに委員長がおっしゃった地域等のいろいろな関係が出てくることがあると思いますけれども、いずれにしても、何のためにやるのかということで宮田委員からありましたが、これは立川の教育改革に間違いなし、古い言葉になりますけれども、地域に開かれた、地域が支えた学校、地域づくりで学校を支えていくという、これは古い命題ではあるけれども今新しい命題でもあるので、大きなテーマとしてこれからも検討していただきたいと思います。

いずれにしても、学校だけの問題ではないし、最後は地域の教育力をどう向上させるかということが大きなテーマであります。

中村委員長 学校が地域の教育力を生かすとともに、地域も教育力をつけていかなければいけないという、それは先ほど言った相乗効果もあります。

それからボランティアの数が非常に差があるということについて、私は別の見解がありまして、学校差があるということは逆に実態に応じてという意味もあるのか、ただ分析してみないと何とも言えないと思います。だからいいのか悪いのかは分析の必要があると思う。本当に集らなくてなのか、田中委員もご覧になったところは集らないということのようでしたけれど、あるいはこれが真実の姿かもしれないということもありますし、いずれにしても立川は比較統計から言うわけではないけれど、多いにはこしたことはありません。

それから、立川は地域との非常に結びつきが強いという特徴がありますから、地域の教育力を高めるとともに、地域の教育力を学校へどういうふうに生かしていくかということも課題ですから、個々の問題についての方向性はご意見言っぱなしでしたけれど、ただ、研究課題に今後していかなければいけないという方向性は見えてきたと思いますが、そういうことで終了してよろしいですか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 私は2つだけ申し上げたいのですが、1つは学校、家庭、地域、それが総ぐるみで教育改革をしなくてはならないという現実をしっかりと見定めていかないと、学校だけがとか教育委員会だけがとか、そういう次元の問題ではないということをお願いしたいと思いますね。

あとは、制度化することが均一化するというのは、僕は基本的に考え方としてはいかなものかと。つまり形があって内容ができてきているんですね。学校だってまさにそういうものです。ですから、むしろ大事なものは、形をつくって内容、それをどう構成員のメンバーの人たちが問題意識を持ち、そしてよりよい考えを出して、制度をより効果あるものにするか、そして議論していかないと、頭から、制度が均一化していけないんだという発想は僕はあまり賢明ではないと、そう思います。

中村委員長 ここはいろいろな意見が出てきていいわけですから、そういうご意見、わかりました。あと、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 学校支援体制についての協議を終了してよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、終了いたします。

報 告

(1) 平成21年第3回立川市議会定例会報告について

中村委員長 次に報告に移っていきたいと思います。(1)平成21年第3回立川市議会定例会報告について、近藤教育部長、お願いいたします。

近藤教育部長 それでは、平成21年第3回立川市議会定例会の報告をさせていただきます。

9月議会、今議会につきましては、9月7日に開会し、今週の月曜日、10月5日に閉会をしたところでございます。

今議会の特徴といたしましては、まず一般質問の質問方法に改革が行われました。従前は一括質問ということで、例えば議員さんが3つ質問事項があれば、その3つについて最初に全部について質問をいたします。それに対して市側が3つの質問に対して順次答えていくと。それを1時間の中で3回までの質問、答弁という形で行われました。

ところがこの9月議会からは、一括質問ともう一つ、一問一答方式ということで、もし質問事項が3つあった場合に、一つずつ何回でも質問ができ、そしてそれに対して答えていくと。ですので、例えば3つあったときに、最初の1つについて20回質問しても構わないと。1時間の中で一問一答ということで質疑、答弁ということが行われたのが今議会初めての試みでございまして、これから一問一答方式を利用する議員さんが増えていくのではないかと。一応試行的に行われましたので、これから順次、改革も見直しも行われていくのではないかと考えています。

それから、一般質問の中身につきまして、特に教育関係、教育委員会の関係の一般質問をした議員さんが多かったことが2つ目の特徴として挙げられるのではないかと考えています。一般質問をいたしました議員さんは24名おりまして、その内の12名の方が一般質問の中で教育委員会関係の大きな質問事項として質問いたしました。立川市の未来を担う子どもさんたちの健全な育成、これからの子どもたちの育成を考えれば、教育に関心を持つ議員さんが多くなってきたというのは自然の流れではないかというふうに考えております。

また、今議会におきましては、教育委員会として、また立川市としても大きな課題でございました地区図書館の管理運営を指定管理者に任せることができると、その条例改正を出させていただきました。おかげさまで最終的にはお認めをいただいておりますので、今後は平成22年度の早い段階での導入を目指しまして準備を進めていきたいというふうに考えております。

なお、9月10日の教育委員会におきまして、指定管理者制度を導入する地区図書館につきましては、幸図書館、錦図書館の2館、試行的に導入することをご協議のうえ決定いただいておりますので、文教委員会の中でも「その2館についてはどこだ」と、そういう質問もございましたので、私のほうから答弁をさせていただきました。

また、6月2日に図書館への指定管理者制度導入に関します要望書が6,521名の方から署名が提出されておりますけれども、9月25日に1,230名の方の追加署名が提出されたということ今回、補足させていただきます。

なお、一般質問の内容、文教委員会のやり取り等の個々の質問の内容につきましては、概要版を配付してございますので、紙面をご覧くださいというふうに思います。

以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。

質問ございますか。概要と特徴、今回制度が変わったことと、特に指定管理者制度について報告いただきました。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、平成21年第3回立川市議会定例会報告についての報告は終了いたします。

報 告

(2) 新型インフルエンザへの対応について

中村委員長 報告(2)新型インフルエンザへの対応について、岡部学務課長、お願いいたします。

岡部学務課長 それでは、新型インフルエンザへの対応につきまして、ご報告いたします。

10月に入りまして、ますますインフルエンザによる学年、学級閉鎖が多く発生しています。夏休み明け以後、昨日までの段階で、小学校では5校で6つの学年閉鎖がありました。また、小学校12校で26の学級閉鎖がありました。中学校におきましては、1校で1つの学年閉鎖、それと2校で7つの学級閉鎖が発生しております。

児童生徒の欠席状況につきましても、引き続き夏休み明けから毎日学校から報告していただいておりますが、夏休み明け以後、昨日までに、小学校では延べ1,082人、中学校では延べ410人、合計1,492人の欠席者が報告されております。

教育委員会といたしましては、感染の拡大と感染者の重症化の防止に重点を置いた対応を図っております。特に各学校には、前回もお話しましたが、基礎疾患を持っている児童生徒の状況、健康管理にはご注意をいただくようお願いをしているところです。

これまでに来客用と児童生徒が急に具合が悪くなったりした場合の緊急対応用といたしまして、各小中学校にマスクを100枚と、消毒用アルコール500ml入りを入りを6本配りましたが、今後はこれまでのような、時間が大変かかりますので一括購入方式を改めまして、つまり教育委員会あるいは市の対策本部で一括して購入して、それを各学校に配るという方式をとってまいりましたが、今後につきましては、消耗品ですが、各学校にここで新たに予算を配当

しまして、学校ごとに必要なものを購入する。例えば石けんがなければ近くで石けんを買うとか、あるいは冷却用のものが必要であればそれを各学校で揃えていく、そういうような形にしてインフルエンザに備えることとしております。

各学校におきましても、これまでどおり、うがい、手洗い、咳エチケットですとか、それらを児童生徒に徹底するとともに、学校だよりや保健だより、あるいはホームページ、それとまだ全部ではありませんが情報メール、そういうもので保護者にも情報を提供しておるところでございます。今後、10月中旬がピークになるのではないかとこのように言われておりますが、ますます新型インフルエンザが流行することが予想されますので、引き続き感染拡大の防止に向け、学校や保護者、学校医等と協力して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

中村委員長 経過、対応、あるいは今後の対応についてご説明いただきました。拡大防止や重症化防止、特に基礎疾患のあるものについて対応していくと。あるいは各学校対応、石けんとか消毒については対応を変えたという説明がございました。ずうっとこれは報告事項になっておりますが、ご質問等ございますでしょうか。

澤教育長。

澤教育長 おかげさまで修学旅行のほうは、残っていた2校は全部終わりました、若干、別のトラブルはありましたけれども、無事帰ってまいりました。

中村委員長 わかりました。2校もここで修学旅行が終わったということで、9校すべて終わったということでございます。追加説明が澤教育長からございました。ほかございますか。

〔発言する者なし〕

中村委員長 きめ細かい対応をさせていただいていると思いますが、今後も10月中旬、またピークがあるということで、息長く、適切な、継続的な、神経質になる必要はありませんけれども、継続的な対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、新型インフルエンザへの対応についての報告は終了いたします。

報 告

(3) 立川市生涯学習推進審議会からの答申について

中村委員長 続きまして報告(3)立川市生涯学習推進審議会からの答申について、報告を事務局よりお願いいたします。五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、立川市生涯学習推進審議会からの答申について、ご報告いたします。

立川市生涯学習推進審議会は、市長の諮問機関として生涯学習に係わる施策のご意見をいただく機関となっております。昨年の11月にこの審議会に市長から、立川市における生涯学習の振興方策について諮問をさせていただきました。この間、8月までに10回の会議を開催して、9月18日に市長に答申の提出がありましたので報告させていただくものでございます。

お手元の答申書の目次をご覧くださいませとあり、生涯学習の振興に関する社会的な背景、

立川市における生涯学習の現状と課題、立川市における生涯学習の方向性、立川市における生涯学習の振興に向けて取り組むべき施策となっております。

1、生涯学習の振興に関する社会的な背景では、教育基本法や社会教育法の改正など、国や都の動きが記されております。

2、立川市における生涯学習の現状と課題では、平成19年10月の「たちかわ市民交流大学」の開講や、公民館から地域学習館への転用を市民と協働して講座を展開する成果を上げているなか、今後は市民交流大学の認識度の向上や内容の充実が課題とされております。

3、立川市における生涯学習の方向性では、生涯学習社会の実現をめざして、市民交流大学を柱として、さらなる学習の場の整備や学習機会の拡大など、生涯にわたり学習を続けていくための幅広い学習支援の施策を講じ、市民主体の生涯学習を推進していく必要があるとされております。

4、立川市における生涯学習の振興に向けて取り組むべき施策では、生涯学習の振興策として、生涯学習に対する市の姿勢を明言する必要があるなど記されてございます。

(2) たちかわ市民交流大学の充実発展策では、講座内容の充実、学ぶことの楽しさの普及、地域づくりへの貢献、市民参加の推進と市民力を発揮しやすい組織・しくみづくり、講座事業のネットワーク化などにわたって具体的に記されております。

(3) 地域学習館の管理運営のあり方では、地域課題の解決や地域ニーズに即した講座の展開など、地域学習館運営協議会の設置による地域の生涯学習の拠点施設としての確立が必要であることが記されております。

今後この答申をもととしまして、また第3次基本計画と整合性を図りながら、第4次生涯学習推進計画の策定に向けて今後取り組んでまいりたいと考えてございます。

報告は以上です。

中村委員長 ありがとうございます。ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

宮田委員、お願いします。

宮田委員 感想です。10回の会合でこれだけのものが出てくるということで、大変すばらしいなというふうに感想を申し上げたいと思います。

中村委員長 わかりました。

私から質問です。これは市長部局に対する答申ですが、教育委員会としての関連ということについては、今後どういうふうに。五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 この答申をいただきまして、立川市といたしましては、第4次生涯学習推進審議会の計画をつくっていくこととなりますけれども、これについては庁内の検討の中で生涯学習推進本部ということで市長を柱とした会議がございます。その中で諮っていく中で、この答申を踏まえた形で今後、庁内の中で進めていくという形になります。

中村委員長 ありがとうございます。

ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

中村委員長 それでは、立川市生涯学習推進審議会からの答申については、終了いたします。

報 告

(4) 立川市柴崎市民体育館指定管理者応募状況について

中村委員長 その次、報告(4)立川市柴崎市民体育館指定管理者応募状況について、高橋調整担当主幹、お願いいたします。

高橋調整担当主幹 本日、立川市柴崎市民体育館指定管理者応募状況について、伊東スポーツ振興課長は他の公務のため欠席しておりますので、私のほうからご報告申し上げます。

立川市柴崎市民体育館指定管理者制度導入については、去る8月17日から公募を開始し、31日には説明会を開催したところ、23社に参加していただきました。そして9月16日の締め切りには、6団体からの応募をいただきました。

なお、昨日10月7日より、総合政策部を所管として第三者機関の委員による選定審査委員会が開かれ、応募いただいた6団体についての審査が始まっております。

報告は以上です。

中村委員長 質問ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、報告(4)立川市柴崎市民体育館指定管理者応募状況について、の報告を終わりたいと思います。

すべて報告が終わりまして、その他ございますか。

近藤教育部長 はい。

その他(1)

中村委員長 近藤教育部長、お願いいたします。まず主題からお願いいたします。

近藤教育部長 私のほうから2件、その他でご報告をさせていただきます。

まず1件が、立川市とアメリカのサンバーナディノ市が姉妹市締結いたしまして、ちょうど50周年の記念すべき年になっておりますので、それに対する訪問団のご説明を。それからもう1点は、本日台風18号が日本列島を縦断いたしましたので、立川市の各学校の対応について簡単にふれさせていただきます。

まず姉妹市締結50周年の記念訪問団につきましてご説明をさせていただきます。

10月15日から20日まで、清水市長を団長といたしまして、訪問団がサンバーナディノ市を公式訪問いたします。訪問団は市長のほかに中学2年生が3人、中学3年生が6人、高校生1年生が5人、合わせて14人でございます。性別で申し上げますと女性が13人、男性1人の生徒と高校生でございます。なお、この訪問団につきましては、第三中学校の小沼校長先生と、教育委員会の堀田統括指導主事が随行いたします。

以上、訪問団につきましてのご報告とさせていただきます。

中村委員長 1件目、復唱しませんかよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 次、2件目、お願いいたします。

近藤教育部長 それでは、本日の台風18号に関します学校の対応でございます。

立川市におきましては、平常どおり対応しているところが結構多い中で、5校休校いたしました。

休校いたしました学校につきましては、小学校4校、中学校1校でございます。中学校につきましては立川第六中学校、小学校につきましては第八小学校、第十小学校、幸小学校、柏小学校の4校が休校の措置をとったところでございます。

以上でございます。

中村委員長 ご質問等ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

その他2件、終了いたします。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

閉会の辞

中村委員長 それではこれで、平成21年第19回立川市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

次回、平成21年第20回立川市教育委員会定例会は、10月22日木曜日、13時30分より開催いたします。また、定例会終了後、市長と教育委員との懇談会が予定されておりますので、よろしくをお願いいたします。

午後 3時22分閉会

署名委員

.....

委員長